

評価基準

本公募における提案内容の評価は、貸付賃料、貸付期間、既存杭の取扱い（解体工事費の縮減効果）の定量的評価、中途解約条件、提案事業の内容、市場性、需要見通しの定性的評価、これらを総合的に勘案した収益力の評価により行います。その他、提出書類の内容から、提案内容の妥当性・実現可能性、借受者としての適格性を確認します。

評価項目等

項目		評価方法	評価区分	提出書類
契約条件に 関すること	・ 貸付賃料	金額が大きいほど評価	定量評価	申込書
	・ 貸付期間	期間が長いほど評価するが、 中途解約に係る条項も加味して評価	定性評価	
	・ 中途解約条件			
事業に 関すること	・ 内容、業態、提供サービス等	地域の人口動態や立地特性等への適合、 将来にわたる需要の継続性等を評価	妥当性・ 実現可能性 の確認	事業 計画書
	・ 市場性及び需要の見通し			
	・ 実施体制、開始までのスケジュール	事業計画の内容の妥当性、実現可能性を 確認	妥当性・ 実現可能性 の確認	
	・ 投資額、資金調達、収支見通し			
	・ 周辺環境への影響及び対策案			
建物に 関すること	・ 用途、構造、規模及び配置	建築計画の妥当性、実現可能性を確認	定量評価	建築 計画書
	・ 既存杭の取扱い	解体工事費の縮減効果が大きいと見込ま れるほど評価		
借受者に 関すること	・ 経営基盤、財務状況、契約履行能力	長期の土地貸付先として必要な経営基 盤・財務基盤、契約上の義務を履行でき る信用力を有することを確認	適格性 の確認	財務関係書 類等

※提案内容の妥当性・実現可能性、借受者としての適格性の確認の結果、優先交渉権者又は次点交渉権者として特定しない場合があります。